

☆☆東京民医連☆☆ 薬害根絶の会にゅ〜す♪

2011年2月17日発行 No.20

2月25日いよいよ大阪判決言い渡しです！！

全面解決に向け運動の輪を広げましょう☆

＜回答期限 2/28、AZ 社・国が和解勧告拒否の意向を示しました。

AZ 社；和解勧告は受け入れず、判決を待つこととした。

厚労省；新抗癌剤の開発、承認審査の在り方など今後の医薬品行政の根幹に関わる問題なので慎重に検討したい。

＜学会などが和解勧告へ異論・国立癌センター嘉山理事；副作用での不幸な結果の責任を問うという判断は医療の根本を否定する。日本肺癌学会；こうした責任追及が薬事行政の萎縮、製薬会社の開発意欲の阻害につながる。新しい医療技術を迅速に国民に提供することが困難になることを危惧する。日本医学会-高久会長；副作用のリスクを冒しても治療の可能性に賭けるのが現場の実情

＜和解勧告にあるように「治験および拡大治験」の場で観察された間質性肺炎(1 万症例で 10 例その内半数死亡)は審査時添付文書記載もなく、PMDA の指摘で重大な副作用 4 番目に頻度不明で追加・平均的な医師を対象とした具体的な注意喚起が読み取れる記載とは言えません-しかも、事の重大性はこの時点で十分予見可能であり、企業の対応が不十分であったことは明らかです。医療現場が欲しいのは良し悪し含めた情報です。この裁判でも「わかっていた情報が伝えられていなかった=薬害の根源」が問われています。リスクが良薬だとしても、半年で 180 名の死者をだした事実は大問題であると真摯に受け止め反省しなければ、それこそ医療の根幹を揺るがすのではないのでしょうか。

＜かつて好中球増殖因子がなかったころ、癌化学療法は今よりも手術に近い高リスクな治療でした。癌は消えたけど患者さんは亡くなった・この矛盾を最大限の努力で回避する重要性(大切さ)をこの事件は再び訴えている気がします。



☆今後の予定☆

2月25日(木) 15:00~

大阪地裁判決言渡し 大阪地裁にて

3月2日(水) 12:30~14:00

院内集会~大阪判決を受けて~

衆議院第2 議員会館 1F 多目的会議室にて

3月3日(木) 8:30~9:30

マンスリー行動 厚労省前にて(予定)

3月9日(水) 12:00~13:00

官邸前行動『命の鎖』 首相官邸前にて(詳細未定)

3月23日(木) 15:00~

東京地裁判決言渡し 東京地裁 101 号法廷にて
その後、報告集会(会場未定)

*上記予定は変更することがありますので、
事前に支援連HPなどでご確認ください。



2/24 木曜日 16時~17時

東京民医連(2F) 会議室にて

★和解勧告拒否からの学習会★

を開催します。
和解勧告受けるべき側の学習会ですが、
何故そうなのかを自身で確かめる機会に
なると思います。参加と職場の協力お願
いします！！



~大阪地裁判決のお知らせ~

日時：2011年2月25日(金)

15:00~

場所：大阪地方裁判所 202 号

大阪判決直前集会

場所：大阪地裁前 西天満若松公園

時間：2月25日 14:00~

直前集会の後、入廷行動となります

判決の後、報告集会を行います

場所：大阪中央公会堂(中之島公会堂)

時間：2月25日 16:00~